

滋賀県告示第 461 号より関係部分を抜粋

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、滋賀県漁業調整規則（令和 2 年滋賀県規則第 103 号。以下規則という。）第 4 条第 1 項第 4 号に規定する小型定置網漁業の制限措置および許可または起業の認可の申請期間を次のとおり定める。

令和 4 年 11 月 25 日

滋賀県知事 三日月 大造

1 制限措置

| 漁業種類 | 許可または起業の認可をすべき船舶等の数または漁業者の数 | 船舶の総トン数 | 推進機関の馬力数 | 操業区域 | 漁業時期 | 漁業を営む者の資格 |
|--------------------|-----------------------------|---------|----------|--|------|--|
| 小型定置網漁業 (川えり漁業) | 1 者 | — | — | 米原市世継字寺川地先 主要地方道大津能登川 長浜線の寺川橋から上 流 60 メートルまでの通 称寺川 | 周年 | 許可を受けようとする区域で現に小型定置網漁業の許可を受けている漁業協同組合または漁業生産組合であること。 |

2 申請期間 令和 4 年 11 月 25 日から令和 4 年 12 月 25 日まで